

入札参加を希望する事業者様へ

本事業における留意点について以下に示します。

1. 特殊事情の対応について

特別な事情がある場合には、国有林材の生産時期及び数量を変更することがあるため、可能な範囲で協力して頂くこととなりますのでご承知おき下さい。

2. 虫害時期における製品の品質管理

(1) 防虫対策における薬剤散布

本事業は薬剤散布（スミパイン乳剤）を含んだ契約となります。

また、薬剤の仕様等については「薬剤散布作業仕様書」に記載しています。

3. 従事予定者の資格・研修受講の有無

(1) チェンソーを使用する作業

改正前労働安全衛生規則第36条第8号特別教育の修了者については、伐木等の業務（基発第0214第9号第2の1特別教育（補講））双方を証明できる資格証・修了書を提出することになります。

4. 提出書類の簡素化

(1) 簡素化対象となる書類

技術審査の「提出書類一覧」に記載されている簡素化に指定された、会社及び技術者の実績や過去の事業成績・各種資格者証等など、事業期間内に変更となることがない書類が簡素化対象となります。

なお、簡素化については書類を提出した署ごとになります。

(2) 提出書類の簡素化対象年度

事業年度ごととなり、入札公告に、【例】「本事業は、令和6年度国有林野事業における技術提案資料等の簡素化対象事業である。」と記載している年度が対象年度となります。

このことから、対象年度内なら同種事業で提出書類に変更がない場合に限り、初回入札以降は提出書類を簡素化出来ることとなります。

(3) 事業年度とは

当該事業の事業年度は『令和6年度』となります。

なお、事業年度の前年度及び前々年度とは『令和5年度』及び『令和4年度』といたします。

5. 生産性向上の促進に関する取組について

「製品生産事業請負実行管理基準」に定める事業日報に替え、作成した作業日報を監督員へ提出するものとする。

請負者は、発注者が開催する「事業着手前の計画会議」、「事業実行中の実行点検会議」、「事業終了後の改善会議」に出席し、作業工程等を検証するとともに、生産性の向上に向け取り組むこととする。

なお、各種会議の実施については、1署1事業体以上を抽出することとし、契約締結時に実施の有無を指示します。

6. 林野火災防止に関する誓約書

林野火災防止に関し、誓約書に記載の内容を遵守することを誓約していただきます。

7. その他

詳細は技術提案書作成要領等に記載しています。

三八上北森林管理署